

平成21年6月5日

関係者各位

破産者株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

否認の請求の認容決定について

株式会社SFCG（以下「SFCG」といいます。）の破産管財人である当職が、平成21年5月12日に東京地方裁判所に対して申し立てておりました、株式会社IOM REAL ESTATE（以下「IRE」といいます。）、合同会社白虎（以下「白虎」といいます。）、株式会社IOMA BOND INVESTMENT（以下「IBI」といいます。）及び株式会社KEホールディングス（以下「KEHD」といいます。）を相手方とする^{*}否認の請求につき、平成21年6月3日、東京地方裁判所は下記のとおり請求を認容する決定を下しました。

記

1. 当該否認の請求の認容決定の内容

① 否認請求3

相手方 : IRE、白虎、IBI及びKEHD
請求内容 : SFCGが平成20年11月1日付債権譲渡契約により、無償でSFCGが保有していた不動産担保ローン債権をIRE、IBI及びKEHDに対して譲渡した行為を否認し、IRE、IBI及びKEHD並びにIREからの同債権の転得者である白虎に対して、SFCGが失った不動産担保ローン債権相当額の金銭の支払いを求めました。
決定内容 : 1 SFCGのIRE及び白虎に対する、金186億9615万5403円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払い請求が認

^{*} 否認の請求とは、破産者が行った財産流出行為等、破産債権者を害する行為の効果を破産手続との関係で否定する請求です。破産管財人は、否認権の行使を通じて破産者から逸失した財産を破産財団に取り戻すことにより、債権者に対する平等な配当の実現に努めます。

容されました。

2 SFCGのIBIに対する、金54億6957万9466円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払い請求が認めされました。

3 SFCGのKEHDに対する、金11億7913万5586円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払い請求が認めされました。

② 否認請求4

相手方 : IBI

請求内容 : SFCGが平成20年9月26日付債権譲渡契約により、SFCGが保有していた不動産担保ローン債権を、無償でIBIに対して譲渡した行為を否認し、IBIに対して、SFCGが失った不動産担保ローン債権相当額の金銭の支払いを求めました。

決定内容 : SFCGのIBIに対する、金45億5160万8112円及びこれに対する平成21年5月16日から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払い請求が認めされました。

2. 今後の見通し

本件否認の請求の認容決定については、相手方の不服申立がなければ約1か月で確定し、不服申し立てがなされれば訴訟手続きに移行する見通しです。今後、本件否認請求につきましては、手続の進行に従い、本ホームページを通して適宜ご報告を行ってまいります。

以上